



2019 年税制改正 還付ポジション IVA 等の相殺制限

2019 年 2 月 TAX NEWS 2019 #001

2019 年度連邦歳入法が 2018 年 12 月 28 日に連邦官報（以下 DOF）に公示されました。その中で 2019 年度税制改正の一つとして、異なる税目間での相殺制度の廃止が規定されました。特に還付ポジションの付加価値税（以下 IVA）は将来発生する同税目の納付ポジションとの相殺のみになります。

更に、2019 年 1 月 7 日に国税庁（以下 SAT）は Web 上にて 2018 年税務細則の第六修正案を発表、同年 1 月 30 日の DOF で公示されており、前述の税制改正を補足し猶予措置を設定する内容となっています。

2018 年税務細則第六修正を含む 2019 年税制改正には様々なアップデートが盛り込まれていますが、日系企業を含め多くの法人にとって最も大きな影響があると思われる還付ポジションの IVA と他連邦税や源泉徴収税支払との相殺制限に関し以下詳述致します。

還付ポジション IVA の他連邦税や源泉所得税支払との相殺制限

これまでは連邦税務基本法（以下 CFF）23 条により、所得税（以下 ISR）の予定納税の過払いや IVA 申告で受取 IVA よりも支払 IVA が多いなどのために還付ポジションとなった ISR や IVA は、輸入 IVA を除く自身の債務となる連邦税のうち他税目の納付額や第三者からの預り金である源泉所得税額との相殺を行うことが認められていました。

しかし、他税目相殺の濫用と租税回避行為の防止強化を目的として 2019 年度連邦歳入法 25 条 VI 項では他税目との相殺は廃止され、還付ポジション額については将来発生する同税目の納税と相殺するか、還付申請をするかのいずれかの方法のみで、適用は 2019 年 1 月 1 日からです。これまで多くの納税者は毎月のキャッシュフローを抑制するために還付ポジション IVA と給与等から生じる源泉所得税等の支払を相殺してきましたが、今後はこれが不可能となります。将来発生する IVA 納税から控除するか、還付申請をするかのいずれかの対応となります。

2018 年税務細則第六修正による猶予措置では、2018 年 12 月 31 日までに還付ポジションが確定し同日までにこれを税務申告している場合（実質 2018 年 11 月月次税務申告まで）、相殺や還付請求が未処理のものについては、納税者自身の債務となる連邦税の他税目のうち輸入 IVA 以外の納付ポジションとの相殺を行うことができるとしました。例えば、2018 年中に確定した還付ポジション IVA を今後納税が発生する法人の ISR との相殺は可能ですが、源泉所得税との相殺は不可能です。この相殺を適用するためには、SAT ウェブポータル上にて第六修正税務細則の付則フォーマットに則り相殺適用通知書（Aviso de

Compensación) を相殺実行後 5 営業日以内に電子提出する必要があります。月次税務申告内で適用する相殺額申告とは別途で提出する必要があり、過去の還付ポジション IVA 額はインフレ調整を考慮します。また、第三者取引申告 (DIOT) の提出を含むその他の税務コンプライアンスを順守している必要があります。

その他、税務細則第六修正を含む 2019 年税制改正の中では日系企業の関連会社であるメキシコ法人に影響があると思われる修正は特にありませんが、この他税目との相殺についてはメキシコ国内で一般的に広く浸透していた処理であり、かつ、2018 年 12 月 1 日の新政権発足後に急に発表された措置であるため納税者の間では動揺が広がっています。

なお、運送業者・鉄くず等リサイクル業者・個人への家賃支払やプロフェッショナルサービス等への仮払 IVA16%のうち、それぞれ 4%・16%・10.666…%の源泉徴収との相殺は引き続き不可能です。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

問い合わせ先：

日系企業グループ
(メキシコシティ)
比留川 茜

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

(レオン)
稲垣 達也

E: Tatsuya.Inagaki@mx.gt.com

T: +52 (472) 500 0131

